

(一社)富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

下請契約における県内企業の優先選定及び県内地場産品の優先使用について

本県では、公共事業が県内経済の活性化に寄与するよう、かねてより受注者に対し、下請契約を締結する場合及び工事材料の納入契約を締結する場合における県内企業の優先選定を要請しているところです。

今後も、同様な対応を継続することとしていますが、このたび、受発注者の負担軽減や工事書類の簡素化を目的として、下記のとおり運用を変更することとしましたのでご協力をお願いします。

なお、平成 24 年 3 月 28 日付け建技第 140 号「下請契約における県内企業の優先選定及び県内地場産品の優先使用について（通知）」については、廃止します。

貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

1 県内企業の優先選定及び地場産品の優先利用の確認

監督員は、受注者から施工計画書または施工体制台帳の写しが提出された際に、共通仕様書に基づく県内企業の優先選定及び地場産品の優先利用が実施されているか確認する。

不採用調書の提出は必要ない。

2 県内企業の優先選定及び地場産品の優先利用の実施がされていない場合

監督員は、受注者にその理由等についてヒアリングを行い、やむを得ない理由以外の場合は、地場産品の優先利用、県内企業の優先選定等について強く要請する。

この要請については、強制や義務付けでないことに留意し、適切な対応となるよう注意。

3 適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

既発注工事についても受発注者協議の上、平成 31 年 4 月 1 日から適用可能とする。

(事務担当 土木部建設技術企画課技術指導係)

参 考

■土木工事共通仕様書【抜粋】

1-1-1-50 地場産品の優先使用

受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。

県内地場産品とは、以下の2つをいう。

県内で最終製造工程が施されている建設資材または製品等。

県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等。

1-1-1-51 県内企業の優先選定等

- 1．受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手方を富山県内に本社・本店を置く者の中から選定するよう努めなければならない。
- 2．受注者は、工事で使用する建設資材に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置く者の中から選定するよう努めなければならない。

■ヒアリングの例

<同席者>

受注者側 現場代理人

発注者側 監督員

■ヒアリング内容

- ・不採用の理由について詳細を確認。
- ・不採用の理由が、「県内に施工可能業者がない」「県内地場産品の資材がない」「県外品の方が県内地場産品よりも安価」等のやむを得ない理由以外である場合は、県内企業、地場産品の採用を口頭で要請。
- ・県内企業、地場産品の採用ができない場合、やむを得ないものとして書類（施工計画書または施工体制台帳の写し）を受け付ける。今後の県内企業、地場産品の採用について口頭で要請。